

20210209 高校入試「交渉」結果

1. 日時 2021年2月9日(火)9:50～10:50
2. 会場 県庁 1601 会議室
3. 参加者 (新高教)吉田、浅川、遠藤
(県教委)勝山参事、頓所指導第1係長、石橋管理係長、星野職員係担当
4. 内容 2月2日提出「要求書」について

要 求	回 答
<p>1 1月25日に実施した私どもとの意見交換の場で、貴委員会は「新潟大学医学部の先生」からも対策マニュアルを見ていただいているとのことだが、<u>どなたがどのようなお立場で「見た」のか</u>明らかにせよ。</p> <p>2 対策マニュアル1ページの4(2)「保健所から～略～濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者は無症状かつ別紙3(P16)に示す要件を全て満たしている場合は、別室で受験できる」としているが、<u>厚労省 HP では「保健所の指示に従って下さい」、さらに、PCR 検査で陰性であっても 14 日間は「健康観察」「不要不急の外出自粛」となっている。厚労省、保健所の指示を上回る県教委判断を妥当とする根拠及び見解</u>を明らかにせよ。</p> <p>※2月18日に保健所から「濃厚接触者」とされた場合、検査前日の3月3日で14日間。19日以降となれば、14日間の自宅待機期間はいずれも3月4日以降までとなる。</p>	<p>1 新潟県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の委員3人に見てもらっています。3人とも新潟大学大学院医師学総合研究科の方でうち2人は公衆衛生分野、1人は小児科の専門家です。こういう場でお名前を出すことについては了解を得ていませんので、私からはお名前を控えますが、そのうちの一人の方は2月2日に開催された総括安全衛生委員会でお名前が出たと聞いています。</p> <p>2 令和2年10月30日文部科学省事務連絡が根拠です。令和3年度大学入学共通テストにおいては無症状の濃厚接触者においては一定の要件を満たした上で試験会場において必要な感染対策を講じれば受験は認めるとされています。令和3年度の高等学校入学検査においても同等以上の対策を講じた上で受検機会確保の一つの選択肢として各実施者の判断により同様の取扱いを取ることが可能と書かれていて、そのことは令和2年10月15日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症分科会において審議決定された事項であるということで、これが根拠となります。また、こういう取扱いをすることを県の福祉保健部健康対策課の県医療調整本部にも確認しております。無症状濃厚接触者用別室では監督はマスクに加えてフェイスシールド、使い捨て手袋を着用するようマニュアルで定めております。実際に無症状濃厚接触者の受検申請があった場合にはその対応についてさらに福祉保健部や保健所と連携を取りたいと考えております。</p>

3 対策マニュアル 1 ページ 4 (5) ア「検査当日において、様式 1「健康状態チェックリスト(本検査)」(P10)の A 欄に 1 項目以上又は B 欄に 2 項目以上該当する場合は、新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われることから、(後略)」とあるが、**B 欄の「味を感じない(味覚障害がある)」と「臭いを感じない(嗅覚障害)」は、1 項目だけでも感染が疑われることになるのではないか。**見解を明らかにせよ。

4 対策マニュアル 1 ページ 4 (5) イ「インフルエンザと診断された証明書がある者の別室、無症状濃厚接触者の別室～中略～はそれぞれ別に用意する」について、以下についてそれぞれ見解を明らかにせよ。

1) **インフルエンザ罹患生徒について学校保健安全法は「発症した後五日を経過し、かつ解熱した後二日を経過するまで出席停止」と規定されているにもかかわらず、「医師の診断書」があれば、上記期間内でも別室受検しても良しとする根拠。**

3 令和 3 年度大学入学共通テストにおける健康状態チェックリストというものに準拠しております。これにつきましては令和 2 年 6 月 19 日、大学入学者選抜の改善に関する協議において決定した令和 3 年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン、これに基づいて感染症予防対策として作成されたリストであると認識しております。このガイドライン策定にあたっては国立感染症研究所感染症疫学センター長や東京大学保健推進本部教授や国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授が参画しています。

4 1) 高等学校入学者選抜は通常の登校日とは異なりまして、生徒の進学に直結する機会であり、可能な限り受検機会を確保する必要があります。こうしたことからコロナ禍以前にもインフルエンザの罹患を理由に実施者の私どもから「受検できません。受検できない方」としてきませんでした。したがって、発熱と症状があっても本人が当日受験を希望すればインフルエンザ感染者用の別室対応をしてきました。もちろん、インフルエンザを理由に追検査を受検することはできますが、それはあくまでも当該受検生が希望した場合として対応してきておりまして、実績で申し上げますと令和 2 年度入学者選抜では全県でインフルエンザのために当日別室受検した者が 5 人、平成 31 年度入学者選抜では 23 人、30 年度は 10 人でした。ちなみに令和 2 年度入学者選抜において、本人の希望によってインフルエンザを理由に追検査を受検した者は 9 人でした。今回について、まずはインフルエンザ罹患の有無は問わず、37 度 5 分以上の発熱がある場合は、それ以外にもチェックリストの A 項目、B 項目に 2 つ以上チェックが入る場合、インフルエンザであろうがなかろうがそういう方は、こちら側から「受検をしないで下さい」ということを初めてやりました。その理由は新型コロナウイルス感染症罹患が疑われて他の受検生や監督等の安全が確保できないことからそういう風にさせていただきました。初めての対応です。次のチェックリ

ストのBに1項目の方は受験できるという制度にしています。それは先ほど説明したように、B項目に1項目の方のうちインフルエンザ罹患患者で当日受検すると、まあ、追検査に行きたいといえぱそちらに行ってもらいますけれども、そういう方を他の体調不良者と一緒に部屋で受験してもらおうということは、それらの方にインフルエンザ罹患の恐れが出てきてしまいますので、そこは分けるということであります。分けるために診断書で確認するというこたです。健康状態チェックリストの内容ですとか、チェック項目による受検の可否とか、別室の対応の判断については、先ほどお話ししたように3人の専門家に確認してあります。

2)「証明書」とはそもそもどのようなものか。「罹患しています」「治癒しています」というものか。後者ならばそもそも別室は不要ではないか。

2)「証明書」とは「罹患しています」の前者です。インフルエンザ罹患の証明書を求めることが、発熱症状のある受検生は事前に医療機関を受診することを促すことにもつながると思います。今聞いているところによると、高熱によって医療機関を受診した場合はインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の両方の検査を受けることが多いと聞いていますので、インフルエンザの診断書を求めるということは新型コロナウイルス感染症罹患者の受検の抑制にも効果があると考えています。

5 昨年度まで、インフルエンザ等に罹患し、受検日当日に受検できない受検生のために「追検査日」が設けられたのではないか。今年度は「追検査日」に受検させるのではなく、本検査日当日に「証明書」を持参すれば受検させることとしたのは何故か、見解を明らかにすること。

5 まず追検査というのは入学者選抜実施要項に書いてあるとおり、インフルエンザと感染症や負傷などやむを得ない事情により、本検査の学力検査の全教科又は学校独自検査のいずれ、またはその両方欠席したもののうち、希望している方を対象に実施しているものです。昨年度までインフルエンザ罹患患者等発熱の症状を有する受検生が本検査等受検するか追検査を受検するかは受検生が判断して、その希望に基づいて中学校長を通じて志願先高等学校長に対して申請が行われ高校が対応してきたところだす。今回はインフルエンザ罹患患者のうち、強い症状、つまりチェックリストAに1つ以上、Bに2つ以上該当がある場合は受検者の意思とは関係なくこちら側検査実施者が受検できないものとして対応する、ここが変更点だす。インフルエンザ罹患患者の立場で言うとなんかよりも厳しくなっている

るということについてご理解を戴きたいと思います。繰り返しになりますが、Bに1つ該当、かつ本検査受験を希望する場合はインフルエンザ罹患者には受検してもらいますけれども別室対応を明確にするために診断書の提出を求めたものです。Bに1つ該当し追検査を希望した場合は追検査を受検してもらいます。追検査受験に係る手続きは実施要項記載の通りで昨年度までとまったく変わりありません。

6 対策マニュアル別紙1のⅢによれば、一般追検査・特別追検査でインフルエンザ理由でも受けられるようだが、しくみが複雑でわかりにくいことから、見解を明らかにせよ。

6 インフルエンザ理由で本検査と追検査を受検しなかった者は特別追検査の対象とはなりません。特別追検査はあくまでも新型コロナウイルス感染症に対する対応です。書いてあるとおりです。

7 様式I「健康状態チェックリスト」と受検票に当日朝の検温結果の記入申告として、「検査会場における検温は行わない」としているが、また、1月25日意見交換時の「健康確認は必ずやる必要があってそれも結局監督する教職員を少しでも不安のない中で監督してもらうためには必ずやるべきことだと考えている」との貴委員会回答と齟齬があるのではないか、自己申告に委ねることは受検生や検査業務に従事する教職員の感染防止にかなうのか、見解を明らかにせよ。

7 1月25日の意見交換は一般選抜対策マニュアルがまだできていなかったのも特色化選抜の対策マニュアルに基づいてやりとりしました。一般選抜マニュアルにも同じことを書いたのですが、健康確認というのは何をするかということですが、健康チェックリスト提出、内容確認、受検票と照らし合わせる、リスト忘れ、リスト未記入の受検生にはその場で検温を行います。さらにその下にアンダーラインがあつて「検温は行わない」と書いてあるのですが、前回の話の流れとしては健康確認という新しい業務ができたことについてどうなるのかと聞かれたので、「健康確認は必要だと思っている」と答えた。「検温前提」と言ったととらえていらっしゃるのでしょうか。私も録音を確認しましたが、私から検温を行うと発言はしていません。あくまでもマニュアルに書いてある内容で話をしていたつもりです。なお、自己申告に委ねることをどう思うのかということについては、このマニュアルを作るときに、大学入試におけるガイドラインを参考にしたわけですが、そこにはですね、大学には共通テストの試験場において、入場時の検温を実施しないことについて、これから言うように整理されています。

※集会、イベントなどでは主催者側が検温などを行っている。その日に受検したいとの思いから、申告内容が事実と異なることも考えられるのではないかと。また、最低限保護者自署を求めているが、当日チェック票を忘れた受検生は保護者確認の裏付けが取れないこととなる。

○受検者は体調管理に心がけていると特定された者であり、試験中は回答に集中し他者との交流、接触を行

うものではないことから、ガイドラインに添った感染防止策を講じていれば感染のリスクは低い、自主検温を行い、万全な対応で臨んでくるであろう受検者については入場時の検温を実施することによって、かえって無用な不安や動揺を与える恐れがあり、その不安や動揺を与える要素としては当日の気温、服装によって検温時の受検生の体温が左右されるようなことから、自主検温の結果のチェックということにした。

8 通常の教育活動では、学校での集団感染の未然防止の観点から「風邪等の症状がある場合は無理に登校せず自宅で休養」と指導し、「感染しているかも知れない」ことを前提としているが、入試に関しては受検できる理由を探し出している。このダブルスタンダードに関して見解を明らかにせよ。

8 高等学校入学者選抜は通常の教育活動ではありません。先ほどもお話をしたように、生徒の進学に直結するものであり、可能な限り受検機会を確保する必要があります。ただし、今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、本検査では健康状態チェックリストによって検査実施者がこちらから受検をしないで下さいと指定して実施します。これまで追検査対象は、たとえばインフルエンザ罹患者ですとか、怪我でとかの対象にしていたが、今回は初めて本検査において受検できない者と指定した者も受検対象に加えます。ただその場合でも PCR 検査陰性の証明を求めて安全を確保したいと思っています。

9 対策マニュアル 17 ページ別紙 4 のフローチャートで、「改めて検温及び『健康状態チェックリスト』の記入による健康確認を実施」となっているが、そもそも受検を途中で中断させる理由(発熱や咳等の症状、体調不良)があった時点で、「健康チェックリスト」A 欄の「発熱の症状がある」や B 欄の「咳の症状がある」に該当するのではないか。さらに、フローチャートで「B 欄 1 項目のみ該当」「該当なし」の場合は「受検生の継続受検の希望の有無」を確認するとしているが、「希望あり」だからといって、別室で受検継続を認めることは受検生の体調面と監督等の教職員の安全面から妥当なのか、見解を明らかにすること。

9 受験の中止にあたっては、一定の基準を設け、主観によらず判断する必要があることから、改めて検温と健康状態チェックリストの記入による健康確認を実施します。ちなみにこれも大学入学共通テストにならっていますが、そこでは休養室という部屋が用意してあって、そういう該当の受検生は、やはり健康状態チェックリストのチェックに従って A にチェックありや B に 2 つ以上あれば追検査を案内する。そこまでに至らない強い症状出ない場合は本人が希望したら別室受検を案内するという対応をしています。私どももそれになっています。今年度初めてもし途中でやめさせた場合は、残りの科目を追検査で実施するというしくみをつくりました。それで B1 項目該当や該当なしの場合は継続受検はどうなのかとのご指摘だが、朝の健康確認でもそういう方は体調不良者用別室での受検

という対応をしていますので、それと同じ取扱いをするということです。で、マニュアルに書いてありますが、体調不良者用別室というのは受検生と監督者の距離を2メートル以上確保する、監督者はマスクに加えてフェイスシールドや使い捨て手袋を着用すると定めておりますので、万全な感染防止対策を講じているということです。

10 インフルエンザと診断された証明書を持ってきた受検生、濃厚接触者と特定されたが、無症状であるという受検生が検査を受ける別室の検査監督は誰がやるのか。複数の教職員が関わることとなれば、それだけ濃厚接触者を増やすことになりかねない。かといって特定の教職員となれば、それをどのように決めるのか。「やりたいくない」と申し出た者は「職務命令違反」となるのか。貴委員会の見解を明らかにせよ。

10 濃厚接触者に関してですが、マニュアルの要件(PCR検査陰性、当日無症状)をクリアしていれば受検できるとしておりますから、通常の検査と同様に監督者に指定された教員が、念のために感染防止の対策を徹底した上で監督業務にあたることになると思います。濃厚接触者が増えると書いてあるのですが、厚労省ホームページによれば、濃厚接触者について、たとえばPCR検査陽性者と1メートル以内、15分以上の接触の可能性がある場合と書いてあります。感染症対策マニュアルでは入院中または療養生活中の陽性者は受検できないと書いてありますので、濃厚接触者は増えないと考えます。この感染症対策マニュアルを遵守していただいて、これで実施される入学者選抜業務というのは校長が命じる通常業務と同様に扱われるべきものと考えます。

11 **重症化**リスクを抱える教員や体調に不具合があれば「申し出る」としているが、多数に上った場合、残された教職員に対して管理職が業務を押し付ける恐れもあり得るが、その際感染リスクの高い業務を拒否することができるのか、見解を明らかにすること。

※重症化リスクを抱える者が学校長に申し出たところ、受検生と接する業務から外れたものの、校内の動線等曖昧で、「自分が感染し不測の事態になったら、家族に損害賠償求めろ」と。学校長がそれくらいの覚悟をもって考えているとは言いがたい。

11 重症リスクという部分ですが、これもマニュアルの3ページ、教職員の体調管理という項目にあるのですが、風邪症状、発熱、咳、喉の痛み等、息苦しさ、強いだるさ等体調不良がある場合出勤は控えていただく。基礎疾患を有することで不安がある場合は、躊躇することなく、校長に申し出ていただきたい。受検生のために入学者選抜を実施しなければいけないという観点から、感染症対策を徹底して教職員全体で協力しながら業務にあたってもらいたいと考えています。なお、当日の検査業務従事者に不足が見込まれる場合はその対応について当該の校長と協議する予定です。そこについても体調不良者等の扱いを見ていただくとわかると思います。

<p>○その他</p> <p>①入試業務を特定の教職員に限定していることをすぐにやめよ。監督、採点、合否判定会議など含めて全ての教職員(正規、非正規、教育職員、行政職員)による総力戦体制を構築できるようにせよ。</p> <p>②「動線」の具体例を示すべきだ。</p> <p>③「消毒」表記を「清掃」に改めよ。(1.21 養教部交渉での保体課回答より)</p> <p>④昼食休憩時、マスクを外すことで県教委のいう「マスク着用、会話控える、換気」の感染防止三原則が崩れるではないか。</p> <p>⑤入検時期は風邪様症状を呈する者が多いのに、Bで1項目だけあるという者を別室で受検させたら、本検査室が空席多数で、別室が何十人にもなりかねないのではないか。</p> <p>⑥健康チェックの時点で別室申請や受検不可となる者もあり、受検中でも中断して救護室に行くこともある。中学校教員や保護者とすぐに連絡を取れるようにしておいてもらいたい。また、救護室の養教の感染防止対策を万全にしてもらいたい。</p> <p>⑦基本的な考え方「教職員の安全を確保するための検査実施体制を整える必要があることから」をうたっているが、対策マニュアルには上述のように多々疑義がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間何を検討していたのか? ・決行するのであれば、全教職員に少なくとも医療用マスク配布くらいは行うべきだ。 <p>⑧正当な理由で特別追検査の追検査(書類選考)しか受検機会がない受検生は第1希望校を受検できない可能性がある。</p> <p>⑨受検不可となる体温を明示すべきだ。</p> <p>⑩一般学力検査を正当な理由で中止した受検生は</p>	<p>①※次年度以降の高校入試負担軽減要求に盛り込む</p> <p>②しっかり明示して教職員に周知することは校長の責任だ。</p> <p>③マニュアルの事前準備の机、椅子等の「消毒」は、業者を入れて行う「消毒」と同等の意味ではない、通常清掃より少し念入りにとということ。25日の意見交換を踏まえ、アルコールや界面活性剤などを追記させてもらった。</p> <p>④うるさくなったりした場合などの注意の仕方等は現場に今後伝えていく。</p> <p>⑤明確な回答なし</p> <p>⑥検討する。</p> <p>⑦※明確な回答なし</p> <p>⑧認識はしている。</p> <p>⑨※明示済み</p> <p>⑩手順は検討している。</p>
---	---

残った検査教科を追検査で受けることができる
としているが、受付、校内移動、検査室入室等混
乱が予想される。